

令和5年4月1日

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

### 記

1. 事業の種別

第一種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

貨物自動車運送

3. 運賃及び料金

個人を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
東京、千葉、神奈川、群馬、茨城、 名古屋、大阪、福岡	日本全国

5. 業務の範囲

国内運送に係わる自動車利用運送事業

6. 利用運送約款

標準貨物自動車利用運送約款(平成2年運輸省告示第579号)

詳細は別途掲示する。

以 上